

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

大東市長 東坂 浩一

要望書について（回答）

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。令和2年6月10日付けでご要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

【要 望】

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回 答】

感染症の急激な拡大等の緊急時におきましては、市民生活に重大な影響を及ぼす業務は継続しつつ、当該対策業務に職員を優先投入することで、市民生活と社会機能の維持を図っているところです。今後、緊急時の組織体制を検討するに当たっては、正規職員だけでなく、再任用職員や任期付職員等の多様な任用形態がありますので、幅広い視点を持って採用等の検討を行ってまいります。

【要 望】

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

【回 答】

本市では、大東市新型コロナウイルス感染症緊急対策において、市民の感染拡大を防ぎ、市民生活の日常化と発展を図ることを目的に、「日常に近づける」「日常を取り戻す」「日常を発展させる」の3つのステップと、「雇用を守る」「倒産から企業を守る」「医療機関や医療従事者を守る」「福祉施設や福祉従事者を守る」「高齢者を守る」「障害者を守る」「小・中学生を中心とした若年齢者層を守る」の7つのターゲットを掲げ、取組を進めているところです。

その中で、国や大阪府が実施する新型コロナウイルス感染症対策の隙間を埋める、きめ細やかな取組を本市独自で実施すべく鋭意検討しているところです。

現在、国や大阪府におきまして、随時、現金支給を含めた新たな施策が講じられているところではありますが、今後も引き続き動向を注視しつつ、総合的な取組を検討してまいりたいと考えております。

【要 望】

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回 答】

現在、新型コロナウイルス感染者数が落ち着き始め、経済の回復が急がれるところですが、流行の第2波、第3波の到来も懸念されております。

本市では、これらの事態への取組や対応策を引き続き検討するとともに、その時々に応じて必要な要望を国に対して行ってまいりたいと考えております。

【要 望】

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回 答】

子ども食堂におきましては、食材確保が課題の一つとなっていることから、食材提供の仕組み作りが必要であると認識しております。子ども食堂をはじめとした地域の取組との共同による、支援の必要な方への食材の供給につきましては、国や大阪府、近隣市の動向を注視しながら、引き続き研究してまいります。

【要 望】

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回 答】

本市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、収入が減少する子育て世帯の負担を軽減することを目的として、令和2年度の一学期間、大東市立小・中学校の給食費を無償化としたところです。

現在のコロナ禍に対しましては、その時々状況に応じた対策を実施する必要があると認識しておりますので、今後も情勢の変化を注視しつつ、適宜検討してまいります。

また、学校給食につきましては、6月15日から学校教育活動が本格的に再開されましたので、翌16日から小・中学校で一斉に開始しております。給食時間中の感染リスクの軽減を図りながら、今後も子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

なお、保育所・認定こども園・幼稚園を利用する児童に係る副食費につきましては、令和2年4月から無償化しております。

【要 望】

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回 答】

介護保険料・国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度を実施しております。各種市税につきましては、国において地方税法等の一部を改正する法律が公布・施行され、収入が大幅に減少した場合に無担保かつ延滞金なしで市税の徴収を1年間猶予できる特例制度や、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税を軽減する等の措置が講じられました。本市では、法改正に合わせて市税条例の一部改正を行うとともに、当該措置につきましても、各納税者の事情に応じて、適切かつ迅速な運用に努めてまいります。

国民健康保険傷病手当金につきましては、国からの要請に基づき、財政措置の講じられる被用者への適用をしておりますが、対象者の拡大は、自営業者等は被用者と異なり療養の際の収入減少の状況も多様であり、妥当な支給額の算出が難しいことや国からの財政措置がなく、徴収猶予等により財政負担が大きいため適用拡大は困難です。

減免制度の内容につきましては、6月の当初賦課に係る納税通知書の送付時期に新型コロナウイルス感染症に係る減免制度及び傷病手当金の案内文書を同封する等し、郵送したところです。また、申請につきましても、事前のチェックシートを同封し、できる限り郵送での申請をお願いするとともに、市ホームページにも申請に係る書類を掲載する等、窓口の混雑による三密を避ける対策を講じております。

【要 望】

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回 答】

生活保護行政につきましては、令和2年4月7日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」を踏まえ、既に三密を避けるよう所内の体制を構築しております。今後も引き続き、感染のリスクを最小限に抑えるよう配慮してまいります。

住居確保給付金につきましては、相談窓口の三密を避けるため、面接予約制や電話等による対応により、相談支援員と相談者との接触をできるだけ避けるよう努めております。また、早期支援・早期支給が重要ですので、相談者の来所が困難な場合や書面のやりとりで足りる部分は、郵送等による受付対応を行っており、一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応に取り組んでおります。今後も、新型コロナウイルス感染症対策により生活に影響を受ける方が増加すると予想されることから、迅速かつ適正な対応に努めてまいります。

【要 望】

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。

【回 答】

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、現在の医療体制では未知の感染症が発生した場合に、迅速に対応することが困難であることが判明いたしました。地域医療構想におきましても、今回の事例を教訓に、非常時には迅速・柔軟に対応できるよう、見直しを求めてまいります。

また、発熱外来やPCR検査につきましては、その機能を市内に有しており、医師が必要と判断すれば、遅滞なく検査が行える体制は整っております。今後も流行の第2波に備え、大阪府や地域医師会等と連携して対応してまいります。

【要 望】

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回 答】

地域における感染症対策の最前線である保健所につきましては、多岐にわたる業務の集中により、大変な状況に陥っていることが連日報道されておりました。感染症対策では、保健所と市町村が緊密に連携し、機能的に役割を果たす必要があります。その役割を確実に担っていただけるよう大阪府に対し、保健所機能の整理・強化を要望してまいります。また、大阪健康安全基盤研究所につきましても、その機能を最大限に生かしていただけるよう、体制強化を求めてまいります。

【要 望】

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

【回 答】

マスクにつきましては、まだ国や大阪府からの支援がない段階で、大東市備蓄分の放出を決定し、介護事業所や医療機関へ配布いたしました。その後も、追加の必要性等を地域医師会等と調整しながら支援を行っております。また、フェイスシールドにつきましても、医療機関に配布したところです。アルコール消毒液につきましては、国や大阪府からの介護事業所への支給分を受け、本市が連絡する等連携して配布いたしました。

本市では、現在、国や大阪府から備蓄の提供を受けているところであり、流行の第2波に備えて、必要時には迅速に配布できるよう、準備を整えております。

【要 望】

- 1 1. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

【回 答】

障害福祉事業所におきましては、国の通知に基づき、通常サービスの提供が困難である場合で代替サービスとして、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供している場合に報酬の対象とすることが可能となっております。

また、国や大阪府では、現在、経営面の対策として事業化継続給付金をはじめとした助成金や融資制度、休業補償等の創設がされ、事業所及び従事者に対する一定の保障が図られておりますが、国等の動向を注視し、必要に応じて拡充等を求めてまいりたいと考えております。

【要 望】

- 1 2. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回 答】

本市では、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため学校園等が休校措置になった3月から、要保護児童対策地域協議会を中心に各学校園と連携しながら、児童の安全確認を実施してきたところです。

また、4月の緊急事態宣言以降には学校園だけでなく、保育所等の施設にも安全確認の範囲を拡大し、関係機関等と連携しながら児童の把握に努めており、児童の変化を当協議会に情報が集約できるような形で取り組んでまいりました。

結果として、3月3日～5月31日までの期間中計4回にわたり、関係機関と協力して安全確認を行った結果、当協議会に登録されている児童に関しては全て安全確認が取れております。

【要 望】

- 1 3. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回 答】

本市では、災害時の感染症拡大防止の観点から、避難所である小・中学校の体育館においてクラスターが発生しないように、こまめな手洗いや手指の消毒、マスク着用、定期的な換気を実施するとともに、飛沫感染対策としてパーテーションを設置し、避難所内での感染防止の徹底に努めてまいります。

【問い合わせ先】

戦略企画部 戦略企画室 広報広聴グループ
TEL 072-870-0403